

# 7月中旬に平成25年度国民健康保険税の納税通知書が届きます！

☎ 税務課 ☎ 32-9142

## 国民健康保険税の額はどのように決まるの？

### ①世帯ごとに計算します。

一人一人が個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて納めます。世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、納税の義務は世帯主です。

### ②年度（4月～翌年3月）ごとに計算します。

年度途中で国民健康保険に加入したり、国民健康保険をやめたりした人がいるときは、加入していた月数で計算されます。

### ③所得や資産、加入者数などによって計算します。

所得割・資産割・均等割・平等割の組み合わせによって計算します。40歳から64歳までの人がいれば介護保険料の分を追加して計算します。

### ④所得申告の内容により計算します。

所得情報がないと所得が把握できないため正確な国民健康保険税が計算できません。所得の情報がない人については、5月に税務課から対象者あてに通知が送られています。

## 国民健康保険税はどのように納めるの？

### ①世帯によって支払方法が異なります。

銀行などの窓口で直接納めるか、口座からの引落としにより支払います。その他、国の定めた条件に該当する人は、世帯主の年金から天引きとなります。

### ②国民健康保険税の額が変わることで、支払方法が変わる場合があります。

支払方法については、税務課から送付する通知書により確認できます。これまで口座からの引落としや年金天引きで支払っていた人でも、支払方法が変わる場合があります。

## 年度途中であっても、国民健康保険税の金額が変わることがあります。

### ①新しく国民健康保険に加入した人がいるとき

ほかの健康保険をやめて国民健康保険に加入したとき、または転入、出生などにより国民健康保険に加入したときなどに、国民健康保険税が追加になります。加入する場合は、必ず届出が必要です。

### ②国民健康保険をやめた人がいるとき

ほかの健康保険に加入したとき、または転出、死亡などにより国民健康保険をやめたときなどに国民健康保険税が減額になります。ほかの健康保険に加入した場合は、必ず届出が必要です。そのままにしておくと、国民健康保険税がかかったままになります。

### ③所得情報がわかったとき

転入してきた人については、前年の所得が不明なため役場が前住所地に通知で問い合わせします。所得が判明したあとに国民健康保険税が変更になることがあります。

### ④所得申告の内容が変更されたとき

税務署からの情報などにより所得申告の内容が変更になり、それにもなつて国民健康保険税も変更になることがあります。

### ⑤40歳に到達したとき

40~64歳までの人は、介護保険料の分が追加されるため国民健康保険税が増額になります。

## 70歳から74歳までの国民健康保険加入者の人へ ～7月は高齢受給者証の更新時期です～

問 住民課 ☎ 32-9121

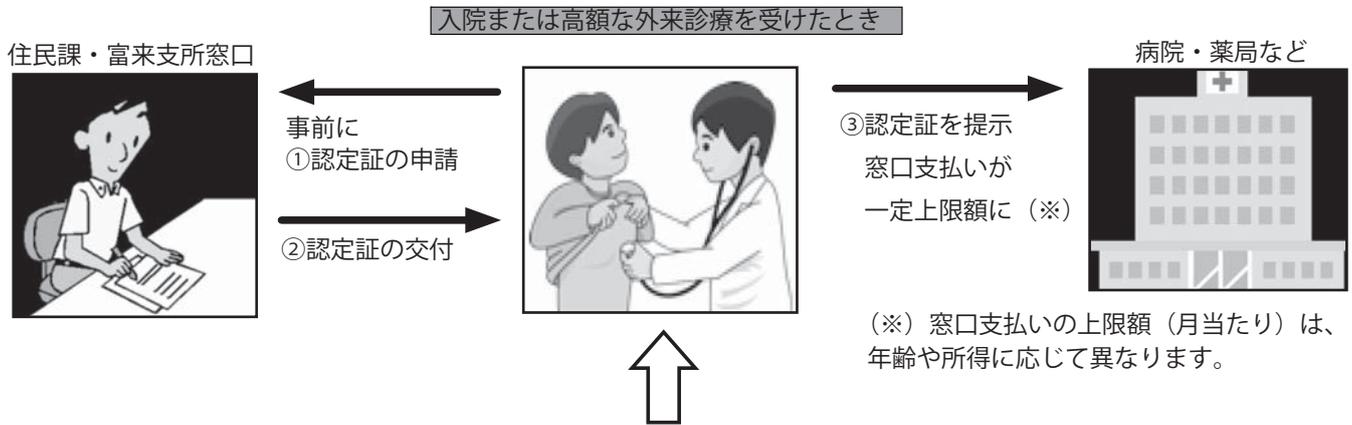
現在お持ちの高齢受給者証は7月31日で有効期限を迎えるため、新しい高齢受給者証を7月中旬以降に送付します。一部負担金の割合は、前年の所得により決まりますので、受け取り後、内容に誤りがないか確認してください。

- ・ 高齢受給者証は、70歳の誕生日の翌月から適用されます。
- ・ 後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された人は除きます。
- ・ お医者さんにかかるときは「高齢受給者証」と「保険証」を持参してください。

## 74歳までの国民健康保険加入者で、『限度額適用認定証』 『限度額適用・標準負担額減額認定証』を持っている人へ

現在の証は、7月31日で有効期限を迎えます。引き続き必要な人は、住民課または富来支所で申請してください。申請受付後、7月下旬に郵送します。

「認定証」などを提示すれば  
窓口での支払いが一定の金額に！！



一度に多額のお金を立て替える必要がなくなります。

入院または高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 70歳未満の人</li> <li>● 70歳以上の非課税世帯などの人</li> </ul>	住民課または富来支所で「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「保険証」・「認定証」を提示してください
70歳以上75歳未満で非課税世帯などではない人	必要ありません	「保険証」・「高齢受給者証」を提示してください

- 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの高額療養費の支給申請の手続きになります。  
(窓口で自己負担額を支払った後、高額療養費の支給申請をすると、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日支給されます)

## 後期高齢者医療制度へ加入している皆さんへ

石川県後期高齢者医療広域連合 ☎ 076-223-0140 住民課 ☎ 32-9121

### 後期高齢者医療被保険者証 新しい保険証を送付します

平成 25 年度の新しい保険証（緑色）は、**7月中旬から簡易書留で送付します。**

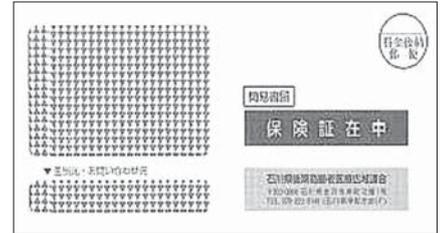
- ▶注意点 ①使用できるのは平成 25 年 8 月 1 日からです。
- ②現在の保険証は、平成 25 年 7 月 31 日で期限切れとなります。  
8 月 1 日以降は使用できませんので、廃棄してください。

※有効期限内であっても、世帯構成の変更や所得更正などにより自己負担割合に変更があった場合は、新しい保険証が交付されます。それまでの保険証は住民課、または富来支所へ速やかに返却してください。

※医療機関での自己負担の割合（1割または3割）は、前年中の所得を基に決定します。

※保険証の裏面に「臓器提供意思表示」欄を設けています。「臓器提供意思表示」欄に貼るための目隠しシールが必要な人は、住民課および富来支所に配置してあります。

送付される封筒



保険証（表）

後期高齢者医療被保険者証		有効期限 平成 26 年 7 月 31 日
被保険者番号	01234567	
住所	金沢市幸町12番1号	見本
氏名	広城 太郎	
生年月日	昭和 5 年 1 月 1 日	性別 男
資格取得年月日	平成 2 0 年 4 月 1 日	
発効期日	平成 2 5 年 8 月 1 日	
交付年月日	平成 2 5 年 8 月 1 日	
一部負担割合	X割	
保険者番号	39172010	
保険者名	石川県後期高齢者医療広域連合	

保険証（裏）

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で示してください。

特記事項がないのに保険料を滞納した場合、被保険者を差控していただくことがあります。

※ 以下各条に記述することにより、差控後に戻す請求を表明することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号をつけて記入して下さい。

- 私は、国民健康保険が停止した旨をいつまでも、事務の為に差控を請求します。
- 私は、全額が停止した旨をいつまでも、事務の為に差控を請求します。
- 私は、差控を請求しません。

【又は2を記入した上で、撤回したくない旨があれば、×をつけてください。】  
【心臓・肺・肝臓・脾臓・膵臓・小腸・嚙嚙】 特記欄：

署名年月日： 年 月 日

### 保険料額決定通知書 前年中の所得を基に1年間の保険料額を決定しお知らせします

平成 25 年度の保険料額決定通知書は、**7月中旬から送付します。**

※後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった人は保険料が軽減されますが、関係機関などからの情報遅れのため、適用されていない場合があります。その場合は、広域連合または住民課まで申し出てください。

被用者保険・・・会社員、公務員、船員などの人が加入する医療保険（国民健康保険は該当しません）

▶保険料の支払い方法は、年金天引き、自主納付のいずれかです。

特別徴収（年金天引き）となった人	普通徴収（自主納付）となった人
支給されている年金から天引きにより保険料を支払います。ただし、申請すれば口座振替による納付方法に変更することができます。これまでの納付状況により、変更が認められない場合があります。	納付書または口座振替で納付します。口座振替で納付を希望する人は申し込みが必要です。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証 療養を受けたときの自己負担限度額や食事代などが軽減されます

該当する人は、住民課または富来支所で申請してください。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

▶対象者 世帯全員が住民税非課税の人

※現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人で、8月以降も認定要件にあてはまる場合には、保険証と一緒に新たな認定証を送付します。（再度の申請は必要ありません）

# 志賀町職員採用候補者試験のご案内

志賀町では、平成26年4月1日から勤務していただく職員の採用候補者試験を次のとおり実施します。

## ◆職種、採用予定人員および受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務職	5人	昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 (平成26年4月1日現在で18歳以上30歳未満)
保育士 (町内保育園)	2人	平成元年4月2日以降に生まれた人(平成26年4月1日現在で25歳未満)で、保育士の資格を有する人、または平成26年春季までに取得する見込みの人
薬剤師 (富来病院)	1人	昭和44年4月2日以降に生まれた人(平成26年4月1日現在で45歳未満)で、薬剤師の免許を有する人、または平成26年春季までに取得する見込みの人
臨床検査技師 (富来病院)	1人	昭和49年4月2日以降に生まれた人(平成26年4月1日現在で40歳未満)で、臨床検査技師の免許を有する人、または平成26年春季までに取得する見込みの人
看護師 (富来病院)	5人	看護師の免許を有する人、または平成26年春季までに取得する見込みの人

## ▶試験期日および会場

1次試験 期日：**9月22日(日)** 会場：**志賀町役場**

2次試験 1次試験合格者に別途通知します。10月中旬または下旬実施予定。

- ▶試験科目
- 1次試験 教養試験：対象者は、一般事務職、保育士の受験者  
作文試験、適性検査：対象者は、全ての職種の受験者
- 2次試験 面接試験（1次試験合格者全員）

## ▶必要な書類

- ① 受験申込書（規定用紙）
- ② 身上調書（規定用紙）
- ③ 最終学校の卒業証明書（または卒業見込証明書）
- ④ 写真1枚（縦4cm×横3cm）※身上調書に貼付
- ⑤ 資格免許を必要とする職種は、資格免許の写しまたは取得見込み証明書

※ 書類①・②の交付は、志賀町役場総務課、富来支所、町立富来病院事務部局、郵便およびホームページで取り扱いします。

志賀町ホームページ：<http://www.town.shika.lg.jp>

## ▶書類の提出期間および提出方法

- ① 提出期間：**7月16日(火)から8月16日(金)**まで
- ② 提出期間内に志賀町総務課へ提出してください。
- ③ 郵送による提出の場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。（8月16日付の消印のあるものまで受理します）

- ▶その他 詳細については、下記までお問い合わせください。  
志賀町役場総務課 総務人事担当 ☎ 32-9311

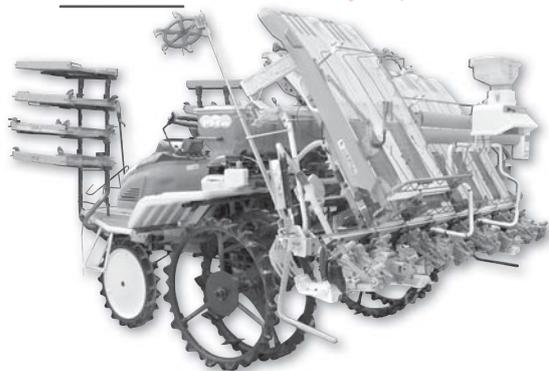
# ナンバーの登録は 済んでいますか？



**トラクター・コンバイン・田植機・フォークリフト**などは  
公道を走らない場合でも  
**ナンバープレートが必要です。**

軽自動車税の  
課税対象

田植機



トラクター



フォークリフト



## ◆対象となる車両

	農耕作業用 (トラクター、コンバイン、田植機など)	農耕作業用以外 (フォークリフト、ショベルローダなど)	
速度	乗用装置があり 最高速度 35km/h 未満のもの	最高速度 15km/h 以下のもの	
大きさ	長さ、幅、高さの規定なし	長さ	4.7 m以下
		幅	1.7 m以下
		高さ	2.8 m以下
税額	<b>1,600 円</b>	<b>4,700 円</b>	

コンバイン



◆ナンバープレートは税務課窓口・富来支所総合窓口で発行しています。  
発行手続きには所有者の印鑑、車台番号または型式の分かるものがが必要です。

☎税務課 軽自動車税担当 ☎ 32-9142

平成25年度の国民年金保険料免除の申請が始まります。

☎ 七尾年金事務所 0767-53-6511 住民課 32-9121

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

申請書は、年金事務所または住民課の国民年金担当窓口にあります、申請手続きすることになります。

平成25年度の免除などの受付は平成25年7月1日から開始され、翌年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成25年7月に申請する場合は、平成24年7月から平成25年6月分までの期間(前一年間分)についても申請することができます。7月に前一年間分の免除等も申請する場合は、申請書を2枚提出してください。

## 平成25年度羽咋郡市広域圏事務組合職員採用候補者試験

☎羽咋郡市広域圏事務組合事務局 総務課 ☎0767-22-6610 消防本部 警防課 ☎0767-22-0089

試験区分	採用予定人数	受験資格
一般事務職	1人	① 昭和59年4月2日以降に生まれた人 (平成26年4月1日現在30歳未満) ② 一般事務職は、高等学校卒業程度の学力を有する人
消防士	8人	③ 消防士は、高等学校卒業程度の学力を有し、業務に必要な体力および健康を有する人、または救急救命士の資格を有する人

【受付期間】 7月16日(火)～8月16日(金)

【第1次試験日】 9月22日(日)

【試験会場】 羽咋市内(申込締切後、受験者あてに通知)

【採用予定日】 平成26年4月1日

【申込書交付場所】 組合事務局総務課、消防本部、志賀町役場総務課

詳しくは、羽咋郡市広域圏事務組合ホームページをご覧ください。(URL: <http://www.hakuikouiki.jp/>)

## 平成25年度公立羽咋病院職員採用候補者試験

☎羽咋郡市広域圏事務組合公立羽咋病院 総務課(〒925-8502 羽咋市の場町松崎24番地) ☎0767-22-1220

職種	採用予定人数	受験資格
一般事務	1人	昭和59年4月2日以降に生まれた人 (平成26年4月1日現在30歳未満)
社会福祉士	1人	昭和59年4月2日以降に生まれた人 (平成26年4月1日現在30歳未満)
薬剤師	2人	昭和44年4月2日以降に生まれた人 (平成26年4月1日現在45歳未満)
臨床検査技師	1人	昭和49年4月2日以降に生まれた人 (平成26年4月1日現在40歳未満)
臨床工学技士	2人	
言語聴覚士	1人	
看護師	10人程度	昭和39年4月2日以降に生まれた人 (平成26年4月1日現在50歳未満)

【受付期間】 7月29日(月)～8月23日(金)

平日 8時30分～17時15分(土、日、祝を除く)

第2・4土曜日 8時30分～12時30分

【第1次試験日】 9月22日(日)を予定

【第2次試験日】 10月下旬を予定

【試験会場】 羽咋市内(申込締切後、受験者あてに通知)

【採用予定日】 平成26年4月1日

【申込書の請求】 次のいずれかの方法で請求

- ① 公立羽咋病院ホームページよりダウンロード
- ② 公立羽咋病院総務課において交付
- ③ (郵便請求) 封筒の表に「職員採用試験請求」と朱書きし、120円切手を貼った返送先明記の返信用封筒(角形2号、33×24cm程度)を同封し、請求。

詳しくは、公立羽咋病院ホームページをご覧ください。(URL: <http://www.hakuiph.jp/>)

## 仕事を依頼したい人・仕事をしてみたい人へ ～シルバー人材センターからのお知らせ～

☎公益社団法人志賀町シルバー人材センター 本部事務所(富来支所2階) ☎42-2170 FAX42-2180  
業務取次所(文化ホール1階) ☎32-9911

### 《仕事を依頼したい人へ》

高齢者にふさわしい臨時的・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に提供する仕組みです。「人を雇うまでもなく、専門業者に頼むほどでもない、かといって誰かに頼むあてがない」そんな時は気軽に電話してください。

#### 次のような仕事を引き受けます

庭木の手入れ・草刈り・草むしり・農作業・屋内外清掃・障子張替・簡単な補修など

ただし、高齢者の就業ですので、危険・有害・損害賠償額が多額となることが見込まれる仕事は、受けられません。

### 《仕事をしてみたい人へ》

緊急雇用創出事業(町内の海岸清掃など)で入会会員を募集します。詳細はお問い合わせください。

町内に住み「働く機会を得たい」という健康で働く意欲のある60歳以上なら誰でも会員になれます。入会申込書は本人が本部事務所または業務取次所まで取りに来てください。

◆本部事務所・業務取次所受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分